

## 伊豆市ホームページ広告掲載要綱

平成20年1月17日  
伊豆市告示第3号

(趣旨)

第1条 この告示は、伊豆市のホームページに民間企業等の広告を掲載し、ホームページの有効活用をすることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 市が作成し、インターネットに公開及び管理している伊豆市ホームページをいう。
- (2) バナー広告 ホームページに民間企業等の広告を有料で掲載し、当該民間企業等のホームページを表示できるようリンク機能を設定したものをいう。

(申込者)

第3条 バナー広告の申込みできる者は、法人その他の団体(以下「団体」という。)又は個人事業主とする。

(公募方法)

第4条 バナー広告の公募は、広報いず、ホームページその他の方法により行う。

(掲載位置等)

第5条 バナー広告の掲載位置は、ホームページのトップ画面内で市長が指定する位置とする。

2 バナー広告の掲載数、規格、表現方法等は、市長が別に定める。

(バナー広告の申込み)

第6条 バナー広告の掲載を希望する者は、伊豆市ホームページ広告掲載申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申し込まなければならない。

- (1) 団体又は個人事業主の概要(様式第2号)
  - (2) 資格又は免許を必要とする業種にあつてはそれを証明する書類の写し
  - (3) バナー広告の原稿(電子データを含む。)及びその内容を説明したもの
- 2 現にバナー広告を掲載している者で引き続きバナー広告の掲載を希望する者は、前項各号に掲げる書類に変更がない限り、当該書類の添付を省略することができる。

(掲載の決定)

第7条 市長は、前条の申込みがあったときは、資格、広告内容等を審査し、適当と認めたものについてバナー広告の掲載を決定する。

2 バナー広告の掲載を適当と認めた者の数が広告募集枠の数を超えたときは、市長が別に定める方法により選定するものとする。

3 市長は、前2項の規定により、掲載の決定をしたときは伊豆市ホームページ広告掲載決定通知(様式第3号)により、掲載不可の決定をしたときは伊豆市ホームページ広告掲載不可通知(様式第4号)により申込者に通知するものとする。

(掲載内容の制限)

第8条 ホームページに掲載できるバナー広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
- (4) 政治活動に関するもの
- (5) 宗教活動に関するもの
- (6) 公衆に不快感の念又は危害を与えるおそれのあるもの

- (7) 社会問題についての主義主張又は意見に関するもの
- (8) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの
- (9) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載にあたり市長が不適切と認めるもの

(掲載期間)

第9条 バナー広告の掲載期間は、6箇月又は12箇月を単位とし、掲載区分は次のとおりとする。

- (1) 前期 4月1日から9月30日まで
- (2) 後期 10月1日から翌年3月31日まで
- (3) 年間 4月1日から翌年3月31日まで

(掲載料)

第10条 バナー広告の掲載料は、1枠当たり、6箇月の掲載の場合は5万円とし、12箇月の掲載の場合は10万円とする。

2 第7条の規定によりバナー広告の掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、前項の掲載料を市長が指定する期日までに前納するものとする。

3 納付した掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により、バナー広告の掲載ができなくなったときは、この限りでない。

(掲載決定の取消し)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当した場合には、広告主のバナー広告の掲載決定を取り消すものとする。

- (1) 市長が指定する期日までに広告主が原稿を提出しなかった場合
- (2) 市長が指定する期日までに掲載料を納付しなかった場合
- (3) 第6条の申込内容が虚偽であることが判明した場合
- (4) 広告主としての資格又はバナー広告の内容が不相当と判明した場合

(掲載内容等の変更)

第12条 広告主は、バナー広告を差し替えるとき、又は第6条の申込書類の記載内容に変更が生じたときは、伊豆市ホームページ広告掲載内容等変更届(様式第5号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(広告主の責任)

第13条 広告主はバナー広告の掲載内容に責任を負い、苦情、損害等が発生した場合は速やかにその解決又は賠償に当たらなければならない。

(掲載の取消し等)

第14条 広告主は、自己の都合によりバナー広告の掲載を取り消すとき、又は停止するときは、伊豆市ホームページ広告掲載取下げ・停止申出書(様式第6号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第11条第3号及び第4号に該当すると認めた場合は、当該バナー広告を停止するものとする。

(その他)

第15条 この告示に定めるもののほか、バナー広告に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

伊豆市ホームページ広告掲載（新規・継続）申込書

年 月 日

伊豆市長 様

住 所   
申 込 者 氏 名  ⑩

次のとおりバナー広告の掲載を申し込みます。

バナー広告内容	添付原稿のとおり	
リンク先URL	http://	
業 種		
添 付 書 類		
担当者連絡先	担 当 部 署 名	
	担 当 者 氏 名	
	電 話 番 号	
	メー ル ア ド レ ス	
掲 載 期 間	6箇月（前期・後期） ・ 12箇月 ※いずれかに○をつける	

様式第2号（第6条関係）

団体又は個人事業主の概要

（ 年 月 日現在）

ふりがな			
名称			
住所	〒	電話番号	
団体の場合は 代表者氏名		F A X	
設立年月日	年 月 日		
設立目的			
沿革			
業務内容			

様

伊豆市長

印

伊豆市ホームページ広告掲載決定通知

年 月 日付で申込みのあった伊豆市ホームページへのバナー広告の掲載について、次のとおり掲載を決定しましたので通知します。

広 告 番 号	第 号
掲載位置及び規格等	別紙添付資料のとおり
掲 載 期 間	年 月 日から 年 月 日まで（ヶ月間）
掲 載 料	円
掲載料の納入期限	年 月 日まで (同封の納入通知書によりお支払いください。)
掲 載 の 条 件	伊豆市のホームページ広告掲載要綱その他の規程に記載されている内容を遵守すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

伊豆市長

印

### 伊豆市ホームページ広告掲載不可通知

年 月 日付で申込みのあった伊豆市ホームページへのバナー広告の掲載について、  
次の理由により広告の掲載ができないことと決定しましたので通知します。

掲載不可の理由	
---------	--

様式第5号（第12条関係）

伊豆市ホームページ広告掲載内容等変更届

年 月 日

伊豆市長 様

住所 { 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地 }  
申込者 氏名 { 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 } 印

次のとおり伊豆市ホームページへのバナー広告掲載内容等の変更を届け出ます。

広告番号	第 号
変更項目	<input type="checkbox"/> バナー広告の差し替え <input type="checkbox"/> ホームページ広告掲載申込書等の記載内容の変更
変更内容	(変更前)
	(変更後)

(注) 該当する変更項目にレ点をつけ、変更内容を具体的に記載してください。

伊豆市ホームページ広告掲載取下げ・停止申出書

年 月 日

伊豆市長 様

住所  
申込者  
氏名

〔 法人その他の団体にあつては、  
その主たる事務所の所在地 〕

〔 法人その他の団体にあつては、  
その名称及び代表者の氏名 〕 印

伊豆市ホームページへのバナー広告掲載を（ 取り下げたい ・ 停止したい ）ので、次のとおり申し出します。

広告番号	第 号
広告掲載停止期間	年 月 日～ 年 月 日
取下げ・停止理由	